

佐賀県告示第 29 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 7 年 2 月 6 日に失効する。

令和 7 年 2 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - (エチルアミノ) - 2 - (2 - フルオロフェニル) シクロヘキサン - 1 - オン (通称名 : 2F-NENDCK、2F-20X0-PCE、2-FXE、2-fluorodeschloro-N-ethyl-ketamine) 及びその塩類
- (2) 化学名 2 - [(4 - メトキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 - [2 - (ピロリジン - 1 - イル) エチル] - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール (通称名 : Metonitazepyne、N-Pyrrolidino Metonitazene) 及びその塩類
- (3) 化学名 (8 R) - 6 - アリル - 1 - (シクロプロパンカルボニル) - N, N - ジエチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド (通称名 : 1cP-AL-LAD) 及びその塩類
- (4) 化学名 (8 R) - 1 - (シクロプロパンカルボニル) - N - メチル - N - (プロパン - 2 - イル) - 6 - メチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - カルボキシアミド (通称名 : 1cP-MiPLA、1cP-MIPLA) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。